

## 官庁施設への入居官署の概要①

耐震安全性 の分類	対象施設
I	<p>指定行政機関※<sub>2</sub>が入居する施設(内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁など)</p> <p>指定地方行政機関※<sub>3</sub>のうち地方ブロック機関が入居する施設(管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、管区气象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局 など) など</p>
II	<p>指定地方行政機関のうち上記 I 類以外のもの(沖縄総合通信事務所、北海道農政事務所、沖縄气象台など)</p> <p>警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、空港交通管制部、地方气象台、測候所及び海上保安監部等が入居する施設 など</p>
III	<p>I、II 類以外の一般官庁施設(人事院、公正取引委員会、会計検査院、管区行政評価局、矯正管区、入国管理局、地方法務局、地方検察庁、区検察庁、国税局、税務署、税関、公共職業安定所、労働基準監督署、検疫所、農政事務所、植物防疫所、動物検疫所、通商事務所など) など</p>

※1 「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年建設省告示第2379号)に基づき作成。

※2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第3号に規定する指定行政機関

※3 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関

## 官庁施設への入居官署の概要② (港湾合同庁舎への入居官署の例)

資料2(2)

官署名	各官署の沿岸部と関連する業務の例
入国管理事務所	日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関する事 など(Ⅲ類)
税関	輸出入される貨物の通関、関税などの徴収、密輸出入の取締り、保税業務 など (Ⅲ類)
検疫所	海外からの船舶で到着する乗客等に対し検疫感染症等の感染有無の確認等を行う検疫業務、船舶や海港区域並びに航空機や空港区域における感染症を媒介する動物等の調査を行う衛生業務 など (Ⅲ類)
植物防疫所	我が国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぐための輸入検疫、未承認遺伝子組換え農産物の混入検査 など (Ⅲ類)
動物検疫所	牛、豚、やぎ、ひつじ等の動物と、それらの動物から作られる肉製品などの畜産物を対象にした輸出入検査 など (Ⅲ類)
通商事務所	輸出の許可・承認、輸入の承認・事前確認・関税割当に関する業務(Ⅲ類)
海運局 (現:地方運輸局)	船舶の安全性の確保及び海洋環境保護のための船舶検査、日本の港に入港してくる外国船舶に対してSOLAS条約等の国際条約に適合しているかの立入検査 など (地方運輸局 I類、海事事務所 Ⅲ類)
海上保安官署	密輸・密航対策、国内密漁対策、海難救助、海上環境事犯の摘発、海洋環境保全対策、事故災害対策 など (管区海上保安本部 I類、海上保安部、海上保安署等 II類)

※ 官署については、「臨時行政調査会改革意見」(昭和39年9月)をもとに国土交通省にて作成。業務の例については、組織法令、HP等をもとに国土交通省にて作成。表の業務の例の括弧内は耐震性能の分類を示す。

※「臨時行政調査会改革意見」(昭和39年9月)

第2編 IV勸告 4 合同庁舎建設の促進

「(前略)合同庁舎には、港湾関係行政機関のうち、港湾利用者に対する窓口を有するもののすべてを収容の対象とすべきである。したがって税関、通商事務所、海運局、入国管理事務所、検疫所、動物検疫所、植物防疫所、食品衛生監視員、薬事監視員、港湾管理者(これについてはその窓口事務)、海上保安官署、各種の輸出品検査担当機関が収容の対象となろう。(後略)」